

秋田県教育庁義務教育課関係 補助金交付要綱

目 次

秋田県教育庁義務教育課関係補助金交付要綱	1 ～ 3
(別表第1) 義務教育課関係補助金の種類等	4
(別表第2) 軽微な変更	5
(別表第3) 概算払(前金払)する補助金の種類	6
(参 考) 補助金等手続きと提出書類	7
(様 式)	
第1号 補助金交付申請書	8
第2号 収支予算書	9
第3号 交付条件等変更承認申請書	10
第4号 補助事業中止(廃止)承認申請書	11
第5号 補助事業実施状況報告書	12
第6号 補助金交付決定通知書	13
第7号 補助金交付決定変更通知書	14
第8号 補助事業実績報告書	15
第9号 収支精算書	16
第10号 補助金概算払(前金払)申請書	17
第11号 取得財産目的外処分承認申請書	18
請求書	19

秋田県教育庁義務教育課関係補助金交付要綱

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 9 章第 2 節の規定に基づき、秋田県教育庁義務教育課関係補助金交付要綱を次のように定める。

（補助事業及び補助金の額等）

第 1 秋田県教育庁義務教育課関係補助金（以下「補助金」という。）の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助金の率又は額、交付申請書の提出期限等は別表第 1 に定めるとおりとする。

（補助金交付申請書）

第 2 財務規則第 247 条に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める事業実施計画書、付属資料及び収支予算書（様式第 2 号）を添付するものとする。

（補助金交付の条件等）

第 3 補助金の交付を決定するにあたっては、財務規則第 249 条の規定により、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助金を目的以外に使用しないこと。

(2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更（別表第 2 に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。

イ 補助事業の内容を変更（別表第 2 に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、指示を受けること。

(4) 法令その他関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令を確実に履行すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

(1) 交付条件変更承認申請書（様式第 3 号）

(2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）

3 第 1 項(3)の規定による知事への報告は、次に掲げる報告書によるものとする。

(1) 補助事業実施状況報告書（様式第 5 号）

(交付決定通知書)

第4 財務規則第250条の規定による補助金の交付の決定通知は補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金交付決定変更通知書(様式第7号)によるものとする。

(実績報告書の様式及び添付書類)

第5 財務規則第255条に規定する実績報告書は、様式第8号によるものとする。

2 前項の報告書には、別に定める事業実施報告書、付属資料及び収支精算書(様式第9号)を添付するものとする。

(補助金の請求)

第6 補助金の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条第2項から第4項の規定により概算払又は前金払をすることができる補助金の種類、限度額及びその交付時期は別表第3に定めるとおりとし、補助金の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払(前金払)申請書(様式第10号)に請求書を添えて提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第7 財務規則第261条の規定により、取得価格が50万円以上の財産は知事の承認を受けなければ処分することができない。処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする。)とする。ただし、当該補助事業の完了後、省令に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書(様式第11号)によるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から適用する。

別表第 1

義務教育課関係補助金の種類等

補助金の名称	補助金交付の目的	補助事業の種類	補助の資格要件等	補助金の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書提出期限
被災児童生徒就学支援事業補助金	東日本大震災により被災し、就学困難となった児童生徒の教育を受ける機会を確保するため、児童生徒の保護者等に必要な就学援助等を実施する市町村を支援する。	被災児童生徒就学支援事業	県内小・中学校及び義務教育学校に在籍する被災児童生徒の保護者等	補助対象経費の10分の10以内の定額	市 町 村	別に通知する日	事業終了後30日以内もしくは当該年度の3月31日のいずれか早い日
文化部活動指導員配置事業費補助金	「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、部活動の質的な向上と教員の働き方改革を支援するため、文化部活動指導員を配置する。	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	県内小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する被災児童生徒の保護者等	補助対象経費の10分の10以内の定額	市 町 村	別に通知する日	事業終了後30日以内もしくは当該年度の3月31日のいずれか早い日
公立学校情報機器整備事業費補助金	公立小中学校等における情報通信技術を活用した教育の充実を図るため、市町村が行う学校における情報通信機器の整備に対し補助を行う。	文化部活動指導員配置支援事業	県内小・中学校及び義務教育学校を所管する市町村	補助対象経費の3分の2以内	市 町 村	別に通知する日	事業終了後30日以内もしくは当該年度の3月31日のいずれか早い日
		公立学校情報機器整備事業	県内小・中学校及び義務教育学校を所管する市町村及び市町村と共同で申請する民間事業者	補助対象経費の3分の2以内	市町村及び市町村と共同で申請する民間事業者	別に通知する日	事業終了後30日以内もしくは当該年度の3月31日のいずれか早い日

別表第 2

軽 微 な 変 更

補助金の名称	ア 経費の配分	イ 事業内容
被災児童生徒就学 支援事業補助金	事業実施計画書に掲げる経費の 20%を超えない増減	事業実施計画書に掲げる事業量 の20%を超えない増減
文化部活動指導員 配置事業費補助金	事業実施計画書に掲げる経費の 20%を超えない増減	事業実施計画書に掲げる事業量 の20%を超えない増減
公立学校情報機器 整備事業費補助金	事業実施計画書に掲げる経費の 20%を超えない増減	事業実施計画書に掲げる事業量 の20%を超えない増減

別表第 3

概算払（前金払）する補助金

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業者	概算払する率又は額	交付時期
(該当なし)				

(参考)

補助金手続きと提出書類

必要な手続き	提出書類	備考
補助金の申請 (第2関係)	(1)補助金交付申請書(様式第1号) (2)実施計画書、付属資料 (3)収支予算書(様式第2号)	(2)については、事業実施要項等で別に示す様式で作成する。
経費配分の変更 内容の変更 (第3関係)	(1)交付条件変更承認申請書 (様式第3号) (2)変更計画書及び変更収支予算書	(2)については、補助金の申請にかかる様式を準用するものとし、当初計画と変更状況を明確に区分して記載すること。
事業の中止、廃止 (第3関係)	(1)補助事業中止(廃止)承認申請書 (様式第4号)	
予定期間内に完了しないときの報告 (第3関係)	(1)補助事業実施状況報告書 (様式第5号)	
補助事業の実績報告 (第5関係)	(1)補助事業実績報告書 (様式第8号) (2)実施報告書、付属資料 (3)収支精算書(様式第9号)	(2)については、事業実施要領等で別に示す様式で作成する。
補助金の請求 (第6関係)	(1)請求書	額の確定通知を受けて、別添様式により請求する。
概算払(前金払)申請 (第6関係)	(1)補助金概算払(前金払)申請書 (様式第10号)	

年 月 日

補 助 金 交 付 申 請 書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

年度において、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

- 1 補助金の名称
- 2 補助事業の種類
- 3 補助金申請額 円
- 4 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 補助金の概算払（前金払）の要否 要（時期： 年 月頃） ・ 否

注（１） １及び２は、要綱別表第１に掲げる事項と同一のものであること。

（２） 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

年 月 日

交付条件等変更承認申請書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

年 月 日付け指令教義一 で交付決定を受けた補助金の交付条件等について
次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金の名称

2 補助事業の種類

3 補助金決定額 円

4 補助金変更申請額 円

5 変更を受けたい理由

注（１）変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金交付申請書を準用し、
当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

（２）記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段（ ）書きで、変更計画を下段に記
載すること。

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。

年 月 日

補助事業中止（廃止）承認申請書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

年 月 日付け指令教義一 で交付決定を受けた補助事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金の名称

2 補助事業の種類

3 補助金決定額 円

4 中止（廃止）する理由

5 中止（廃止）する部分

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。

年 月 日

補助事業実施状況報告書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

年 月 日付け指令教義一 で交付決定を受けた補助事業が実施期間内に完了（遂行）が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金の名称

2 補助金決定額 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由（事業遂行状況）

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。

補助金交付決定通知書

補助事業者 様

秋田県知事 印

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第 2 5 0 条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
交付決定額の内訳

補助対象事業	事業費総額	交付決定額	自己負担等
計			

- 2 補助事業の目的
3 交付条件

補助金交付決定変更通知書

補助事業者 様

秋田県知事 印

年 月 日付け指令教義一 をもって通知した補助金の交付決定を次のように変更することに決定しましたので、秋田県財務規則第 2 5 2 条第 2 項において準用する第 2 5 0 条の規定により通知します。

- 1 変更する事項
- 2 変更の範囲
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

交付額

項 目	変 更 前		変 更 後	
	事業費	補助金	事業費	補助金

年 月 日

補助事業実績報告書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

補助事業が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金の名称
- 2 補助事業の種類
- 3 補助金決定額 円
- 4 補助金実績額 円
- 5 差引増減額 円
- 6 交付決定年月日 年 月 日
- 7 交付決定通知書指令番号 指令教義一
- 8 補助事業の実績完了日 年 月 日

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

年 月 日

補助金概算払（前金払）申請書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

年 月 日付け指令教義一 により補助金の交付決定を受けましたが、
補助金交付決定内容及び補助の条件に従い事業を完全に遂行しますから補助金の概算払（前
金払）を受けたく申請します。

1 補助金の名称

2 補助事業の種類

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 補助金決定額 円

5 既受領額 円

6 今回請求額 円

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

取得財産目的外処分承認申請書

秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

補助事業により取得（効用の増加）した財産を、目的外に処分することについて、承認されるよう申請します。

1 補助金の名称

2 補助事業の種類

3 補助事業実施年度

4 財産の制限期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 目的外処分の内容 目的外の 使用 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸付 ・ 担保

本事業の責任者及び担当者並びに連絡先

所在地

市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス

役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。

請 求 書

年 月 日

秋田県知事
(課 名 義務教育課)

債権者 住 所
(TEL)

商号又は名称

氏 名

次のとおり請求します。

請 求 金 額 ￥

内 訳	契 約 (指 令) 金 額	¥																			
	前 回 受 領 額	¥																			
	今 回 請 求 額	¥																			
	今 後 請 求 予 定 額	¥																			
経費の内訳																					
(年 月 日付け指令第 号による補助金等)																					
支 払 方 法		口座振替払・隔地払・その他 ()																			
口 座 振 替 払 の 振 込 銀 行 及 び 口 座 番 号		<table border="1"> <tr> <td colspan="6">銀行</td> <td>支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						銀行						支店							
銀行						支店															
隔 地 払 の 支 払 場 所		<table border="1"> <tr> <td colspan="6">銀行</td> <td>支店</td> </tr> </table>						銀行						支店							
銀行						支店															
摘 要 本事業の責任者及び担当者並びに連絡先 所在地 市町村名 担当部署 役職 責任者氏名 電話番号 メールアドレス 役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス																					

※内容確認のため、上記連絡先に担当課所から連絡させていただく場合があります。